

## 農地・農業用施設等災害復旧事業について

### 概要

異常な天然現象により被災した農地・農業用施設を、原形に復旧することを目的としています。異常気象発生後に災害が発生したら国へ被害報告を行います。その後復旧額の申請手続き等を行っていき、最終的には現地で国の職員による査定が行われます。その査定で補助金額が決定し復旧工事を行います。

### 対象となる主な災害原因

- ・ 1 時間雨量 20mm 以上。
- ・ 24 時間雨量 80mm 以上。
- ・ 台風、地震など。

### 対象範囲

- ・ 農地（耕作放棄地・家庭菜園等を除く）
- ・ 農業用施設（ため池・排水路・農業用道路等）

※農業用施設についてはその施設の受益者が 2 名以上必要。

### 補助率等

基本補助率

農地：国 50%、申請者 50%

農業用施設：国 65%、申請者 35%

### 対象とならないもの

- ① 一箇所の工事費用が 40 万円未満のもの
- ② 被災の事実が認められないもの。
- ③ 異常な天然現象によらないもの。
- ④ 被災の事実はあるが当年災害によらないもの。
- ⑤ 経済効果の小さいもの（傾斜が 20 度を超える農地）、土層の厚さが 40cm 未満の農地、有効幅員 120cm 未満の農業用道路等）。

### 注意点

- ・ 災害報告に間に合わなければ、この事業は行えません。
- ・ 災害旧事業は原則 3 年間で行う事業のため、すぐに復旧できない可能性があります。
- ・ 農地復旧限度額といって、1 筆毎の補助限度額が定められます。限度額以上の事業費については全額申請者負担となります。